

III 資 料 III

土地の制度¹⁾

—— 中国華北地方のある村の土地利用を中心に ——

趙 旭東 著 李 海泉 訳
Zhao XuDong *Li HaiQuan*

要 旨

土地は人間が生存の基盤であり、社会集団によって土地の使用制度は違う。中国の農村においては昔から必ず土地の一部を残して公的に利用される。これは村の共同体意識を構える基本的条件である。且つ、土地は“公”と“私”の問題ではなく、根本的には人間との関係にある。土地制度が変わっても人間が土地との感情が疎遠することはない、土地は永遠に農民の古里である。従って、農民にとって土地を占有するかしないかの問題ではなく、使用と流通の際、最大限に経済的収益が保障できるか否かが最重要である。そして土地に関する論理も占有ではなく、生存に論理がある。結局、“耕者は其の田を有する”と言う夢が実現できるか否かは問題の中心となる。

キーワード：土地、家、耕者は其の田を有する。

はじめに

土地は人間が生存の基盤であり、従来、その

配置は強い関心が引かれる。人間は土地にて耕作し、収穫した農産物に依存してきた。土地が私産になるのはその後のことである、原始時代の状態は私物ではなく、集団の所有物である。この集団は宗族か、氏族、また部落の可能性もある。土地とは人間が自然に所有する物ではなく、私的所有の観念が生まれて土地の私的占有は形成された。ルソーのいわく、気高い野蛮人は土地を囲むことが知らなかった。土地の制度は人為的なものであり、人間の“所有”の観念が無理に自然の土地にも押し付けた。²⁾ 文明とはこのような最初の“罪悪”の上で形成された、土地の制度も人類の文明形成と発展の一つの側面である。

異なる社会集団におかれて、文化も価値観も異なり、ゆえに土地の使用制度はさまざまな形態ができた。定まった土地制度をまとめるのに難しいのである。ただし、“公地”と“私地”を分けるのは徹底した私有制が形成する前のことである。民族誌の中にたびたび見られるように“土地公有制と私有制は同時存在”という“農村公社の形式”。³⁾ そのような社会集団のなかで、土地

1) 中国語のタイトルは《耕者有其田的土地制度》。

2) ルソーはこう言った：“ある人はいち早く土地を囲んだ、これがわしのものだと言う。しかもたくさん愚かなものは案外その話しを信じた、その人は文明社会の創始者であることも承認される。もし誰かが出てきて杭を抜き、溝を無くす、仲間こう叫んだ：‘そのベテン師の話を信じるな、土地の果実はみんなのもの、土地はだれのものでもない！’この人はどれほど人類を罪、戦争と殺害および苦難と恐怖から免れるだろう！”ルソー、1962、《論人類不平等の起源と基礎》、李常山訳、东林校、北京：商务印书馆、第111頁。

に関する係争は減多になかった、いったん係争があったら、酋長はそれを棚上げにして、双方に新しい土地を探させる、なぜかという、現地の人々の見方では土地はガシャ（至高の力を持つ神様）からの賜り、神様は当然“係争している土地に豊作を祝福しない”。⁴⁾

人類学者は様々な異なる形態の社会集団を研究してきた、農業社会においては土地は農民の観念のなかでは非常に重要な位置を占めている。費孝通氏のいわく“土地に束縛される人々”(earthbound people)、要するに、農民一生の生活は土地と緊密に関係している。⁵⁾このような社会の中では、あらゆる社会制度は人間が土地との関係を一層強化するイデオロギーが設けられている。たとえば、中国の農村社会の宗族制度は古代社会の王権組織を真似している。しかし、実際の運営は血縁関係と地縁関係によって居住と耕作の土地を共同占有することを強調している。⁶⁾この占有は共同占有であり、同じ祖先と言

う名目のもとの、村に住むエリートが儒教のイデオロギーを借りて土地集団占有のアイデンティティを守りつなぐ。たとえば、清の時代に安徽省桐城の張穎（1638-1708）が「恒産瑣言」という本を書いた。本の内容は祖先が残してくれた土地資源は別姓の宗族に流れてはいけないと、子孫を勧告した。⁷⁾土地集団の占有ということは家と子孫個々人の生存という問題だけではなく、土地占有によって代々継続の関係構造を意味する。⁸⁾

公田と中国農村

中国の農村の伝統におかれて、南方でも北方でも、かならず一部分の土地を残して公的に利用される。これは村の共同体意識を構える基本的条件である。公的土地はいろいろな名をつけられている。たとえば、族田、義田、祖田あるいは公田などと言う⁹⁾。林耀華が「金翼」という本の中で福

3) 《民族問題五種丛书》云南省编辑委员会编, 1982, 《拉祜族社会历史调查》(一), 昆明: 云南人民出版社。第7页。

4) 沃克, 1998, 《泰国拉祜人研究文集》, 许洁明等訳, 昆明: 云南人民出版社, 第60-61页。

5) 费孝通, 1985, 《乡土中国》, 北京: 三联书店, 第1-7页。

6) この点についてかつての社会学家瞿同祖氏は簡単な文献論述がある, “公産制与私産制”というテーマの元にメイン(H. S. Maine)の《古代法》を言及した。中に早期は“联合所有权”であり“个人所有权”ではなかった。シーボム(F. Seebohm)が論じた氏族公共所有制, 最後にウィンノグルドフ(P. Vinogradoff)がいわゆる村落共同体の土地血缘団体および大家族所有等等早期财产占有制度を言及した。瞿同祖, 2005, 《中国封建社会》, 上海: 世纪出版集团, 第22-23页。

7) Hilary J. Beattie, 1979, *Land and Lineage in China: A Study of T'ung-Ch'eng County, Anhwei, in the Ming and Ch'ing Dynasties*. Cambridge: Cambridge University Press.

8) このような土地占有制度は西洋人にとっては、かなり理解し難い、特に所謂“一田兩主”制度。制度化した土地の交易する際、本当の所有者と表の所有者は分立している。契約中、往往にして“断骨卖与”, “断根卖与”, “尽底出卖”などと書いてある、契約のことを“短骨契”, “断卖骨契”と言う、同時に“田骨”, “田底”, “田根”等呼び方がある(樊树志, 1988, 《中国封建土地关系发展史》, 北京: 人民出版社, 第541页)。一田二主の地権特徴は明朝なかばに流行していた、清末に经济的发展とともに苏州当りに迅速行き届いた, “田面权”と“田底权”の分離は普通ようになった。その時、小作人は自由に土地を売買できる、本当の所有者は干渉しない。(田炯权, 1997, 《中国近代社会经济史研究——义田地主和生产关系》, 北京: 中国社会科学出版社, 第312页)。

9) “公地”往往にして宗族の発展と関係ある、宗族組織があるところ“义庄”と“义田”等が現した。宗族は普遍的組織であるか最近の学者が疑っている(张佩国, 2002, 《近代江南乡村地权的历史人类学研究》, 上海: 上海人民出版社, 第243-249页。)だけど、宗族組織が発達していないところでも“村庙”, 先祖墓, 道路等公共スペースが揃っていた、公と私の分離はいつも明確にわかれている。

建省黄村の集団行事を行うとき、“祖田”がどのように重要な役割を果たしたのかを述べていた。

最初の祖先は土地名義上の所有者であり、土地は“祖田”という。その氏族に所属する家庭が交替で土地を耕す。毎年、担当する家族が土地の責任をもつ、農産物を得る権利がある。しかし、特定の年に供え物を作ると全氏族に一回宴会を提供する義務がある。当然“祖田”を売ってはいけない、これについては氏族全員が責任を負う。¹⁰⁾

以上の記録を通して、宗族が基礎とした農村社会では公共品としての祖田はいかに重要であるかを読み取れる。共同体意識の存在は上からの教えではなく、共同体自身の存在による。家族のメンバーはみんなその土地を耕す権利をもつ。ただし、必ず収益の一部をコミュニティに奉仕する。これは農村社会の公平論理であり、これは筆者がかつて述べていた互惠の概念である。¹¹⁾

今日において、“公地”の名称はもう“集体所有”(村所有)に変わっている。名義上では村が所有の土地はもう請負の形で個々人の家庭に振り分けられた。村への報いはもう儀式の形ではなく、「請負金」の形になっている。國務院が最近発表した土地使用費改革の主旨は最終の目標にそれらの費用を全部なくすことである。¹²⁾ これは土地使用制度が変わるための前提条件であり、中国の土地制度を観察する際に考えざるを得ない部分であ

る。本稿は華北のある村の土地使用について詳細に記述するものである。しかし、その前、まず中国の土地の制度改革の論争を明らかにしてみる。

中国における土地の制度：論争の背景

農村人口は中国人口の大半を占めている、土地問題は中国の農村経済発展にとって大きな課題である。1979年から実施された土地の請負制度はどちらかといえば経営方式と体制改革を重んじていたものである。1985年以降ようやくまともな土地制度の改革が始まったのである。

概して、現段階では中国の農村の土地制度は以下いくつかの問題点がある。一) 土地は「請負」のため平均の面積が小さくてまとまらない、さらに分割される動向もみられる。小規模で土地を営営する場合は資金投入と技術革新が制限される。二) 土地の帰属が明確ではない、土地政策の継続性と系統性が欠けているので、農民は土地使用について不安を感じている。土地使用の計画は長期的ではなく、短期の行為が多くて、土地の生産力は下降している。使用権に関するトラブルも常に発生している。三) 適当な土地流通制度はない、そのため、労働力あるいは社会変動が起きるとき、土地の所有量と経営能力の間に矛盾が生じるとき、土地の流動は遅くて、生産要素の配置は合理にしかねない。¹³⁾ その原因は以下のように纏められる、第一は完備した土地の所有制度は整備されていない。憲法によれば、“農村部とその近郊地

10) Lin, Yueh-hwa, 1947, *The Golden Wing: A Sociological Study of Chinese Familism*. London: Kegan Paul, Trench, Trubner, & Co., LTD. P60.

11) 赵旭东, 1999, “互惠, 公正与法制现代性——一个华北村落的纠纷解决”, 《北大法律评论》, 第2卷, 第1辑, 第10-144页。

12) 国务院2003年6月24日“国务院关于全面推进农村税费改革试点的意见”という文書の中でこう言った“各地区应结合实际, 逐步缩小农业特产税征收范围, 降低税率, 为最终取消这一税种创造条件。”(国办发[2003]50号)

13) 黄河清, 1989, “我国土地制度建设的思路与实践”, 《中国农村经济》, 第1期。

域の土地は国家の所有部分もあれば村に所有権の部分もある”。しかし、実際土地の処分権は、村はもっていない、それに所有者の主体も明確ではない、管理は乱れている。第二、土地所有権は体制上保障されていない、村と家庭にあるべき土地の使用権の中身、境界、行使の仕方、実現と保障の手段が明確ではない、村の公的土地所有権と農民個人の使用権は法律上有効な条項はない。第三、土地流通の規範は決められていない、国の使用以外に基本的に村の公的土地は買売できない。農民個人の使用形態は二つある、一つは下請け、もう一つは村からの調整である。土地の商品化と市場化は排除されている。

以上、土地の制度に存在している問題点と原因から考えると、土地の所有権は焦点になる。今後の成り行きは以下のような観点からみられる。第一、土地の国有化制度、曲福田氏などの見解では、憲法の規定によると、土地が村に所有するものであるが、実際、土地の処置を取る権限およびその収益は国にある、村は名義上の主体だけである。¹⁴⁾ 社会主義の農業制度ができてから、国は実際の土地所有者である。請負制度が実施して以来、もともと村にある土地所有権と収益権は国と農民の間で分解された、いろいろところで村と農民の関係はすでに国と農民の関係に変わった。だからこそ、土地の国有化は基礎があり実施しやすい。韓

俊氏の見解でも、土地が国に所有すれば使用上区分しなくてよい、トータル的には土地の使用を調整し、コントロールができる。土地の市場化、流通メカニズムの形成も促進される。¹⁵⁾ 楊勛氏は土地資源が効率的に利用の側面から国所有の必要性を強調した。¹⁶⁾ 反対意見では土地の国による所有は実質上農民に対する剥奪である、この剥奪は合理的ではない。¹⁷⁾ 王貴宸氏等の見解では、土地は国が所有すれば政治上のリスクを負う、もともと村の所有の土地は国によって取り上げられれば、経済、政治、社会生活に大きな衝撃をあたえるのであろう。¹⁸⁾ 陳吉元氏などの論点によれば、土地は国が所有すれば経営、調整、管理、監督など巨大な機構は設立されなければならないので、高いコストが生じる。¹⁹⁾

第二、土地の私有化を主張する論点は次のようになる。土地の所有権は経営者に属しないため、利益の原則に従って市場の流通はできない、土地の買売、リース、株式などの市場体系は成り立っていない、有効的に土地の配置と大型の土地経営は困難であると陳吉生氏が主張する。²⁰⁾ また、張琦氏は農民の財産権と身分自由の立場から土地の私有は今後の方向であると主張する。これによって土地の所有権、経営権、使用権はすべての経営自由は成り立つようになり、土地の利用効率は高められる。²¹⁾

しかしながら土地の私有化に反対の声が依然と

14) 曲福田、王万茂、和杜金眠、1986、“现阶段我国农村土地所有制问题探索”，《农经理论研究》，第6期。

15) 韓俊、1989，“土地流转与制度创新”，《中青年经济论坛》，第3期。

16) 杨勛、1989，“国有私营：中国农村土地制度改革的现实选择”，《中国农村经济》，第5期。

17) 梁树春、1989，“改革农村土地制度，促进农业经济发展”，载《产权流转规模》，国务院农研中心实验区办公室，贵州省委农研室合编。

18) 王贵宸、刘文璞和秦其明、1988，“关于规模经营与土地制度”，《农业经济情况》，第3期。

19) 陈吉元、邓英淘、姚钢和徐笑波、1989，“中国农村经济发展与改革所面临的问题及对策思路”，《经济研究》，第10期。

20) 陈永生、刘军、赵曦和肖笛、1988，“土地私有制与土地集中经营”，《中青年经济论坛》，第3期。

21) 张琦、1989，“对‘农民财产权与身份自由双重解放’的质疑与追索”，《农业经济问题》，第3期。

して多い。私有化は経済の面では問題がある、土地が農民の手に入ると農産物の値段が必ず上がる。そうすると消費者が耐えられない、と陈锡文氏が指摘する。²²⁾ 土地の私有化は中国の現状と農民の思想を配慮していないと張雲千氏が反対する。というのは私有化にすれば、土地の福祉保険機能を強化する一方、経済的生産機能が弱体化され、土地の商品化および集中メカニズムが制約される。²³⁾ 所有権が農民に属すれば、マクロ経済側面のコントロールは失われる恐れがある、都市部との矛盾も協調し難くなる。人口が多く土地が少ない国では土地の私有制が実施された場合、成功より失敗の例が多いという。第三の観点は既存の村の所有の状態がそのままにすべきであるという。しかし、これに対して反対の意見がある。請負期限があるため、農民は長期的な展望がなくて、短期的な行為は根本的に消えないだろうと推測する。もう一つの見解は複合的土地所有制度は実施され、以上述べた三つのやり方の不足は補足される。たとえば、ある学者は“三元所有制”を提案した、すなわち、国家所有制、村所有制、個人所有制という三つの所有制を同時に存在させることである。即ち、もともと国に属する部分はそのままして、重点は使用権限を改革すること；大半の畑と果樹林は村全員所有；個人の不動産、長期経営していた畑、果樹林は個人に帰属する。しかし、反対の意見のいうにはこれは理想的なやり方のようなものであるが、実際の操作は難しい、三つの所有制はすべて弱体化され、しかも一人増えればそれなりのコストも増え、そうすると、生産の効率原則に違反する。

所有権の制度改革をめぐるさまざまな意見が

ある、経営制度、流通制度の改革についてもいろいろな見解がある。いずれにせよ、農村の土地制度改革の重点は、所有権と所有者という二つの側面から村の所有制度を整えること。具体的な内容は以下ようになる、第一、土地の村所有制を明確にすることである。権限は村の自治組織やそのコミュニティにあり、土地の所有者は土地の占有、使用、収益と処分権利がある。法律と政策に従い、請負、譲渡、リース、抵当、株主になるなどの形により所有権を明確にする。土地は国と村あるいは村と村の間で流通することも可能になる。第二、使用制度についてである。1) 請負としての経営権を安定させ、長期的な土地経営方法を促進する。2) 農民が契約期間内の土地の占有権、使用权、収益権、一部分の処分権を強化させる。それによって財産権は保証される。契約範囲内で独立経営、譲渡、あるいは合併、銀行の抵当など。第三、使用权の多様性を実現する。競争システムも導入し、いろいろな形で下請けや有償譲渡などを通して使用制度を整える。第四、村の所有制度の法律体系を整備すること。法律上から市場原理、競争システムは確認され、経済原理を働かせる。請負、リース、入札、株価などの方式を通して、合理的に土地を流通させることである。

既存の土地占有関係

以上述べてきた議論は着実なフィールドワークに基づいたものではない、私は長年にわたって土地の問題について感心をもっている。単純に“公有”“私有”のような議論は極端の話である。ある制度の成立あるいは崩壊は短期間に起こったこ

22) 陈锡文, 1988, “农村中长期改革的基本思路和主要内容”, 《经济学动态》, 第8期。

23) 张云千, 1989, “日本农户经营规模给我国的启示”, 《中国农村经济》, 第4期。

とではない、それは個人、社会の絶えず適応、再適応の過程である。“井田制”は中国古代の土地制度の一つの夢であり、安定的に実現したことでない。漢の時代の儒教家で董仲枢氏が古代の“井田制”を唱えた。この制度によって土地の平等的配分ができると主張していた。²⁴⁾ すなわち、地主から土地を出してもらい、それを必要とする農民に振り分ける。これは中国の土地改革の起源、二十世紀半ば、中国の大陸と台湾に起きた土地改革の運動でもある。これは董仲枢氏の社会公平の理念を超えたことはない。²⁵⁾ 実際のやり方はいつも“私有”と“公有”の間で揺れ動くことであり、どちらにも留まらない、このような歴史的法則は改革家には大きな打撃を与えた。毛澤東時代の以前は私有制度だった、その後は人民公社と平均配分になり、鄧小平時代になると、また個人請負というようになり、歴史は一つの円に沿って、くり返し回っているようである。

以上の認識によれば、土地の使用制度は“公”と“私”の問題ではなく、従来の農業社会の人間と土地の関係である。このような関係はどこでも一致するというわけではない。一つのフィールドワークの例を挙げて説明することにする。

私のフィールドは河北省の李村である、この村について詳細な民族誌が以前から残っている。²⁶⁾ この村は北京から南に約二百メートルの河北省の

趙県にある。ここは滹沱河の古道であり、砂泥が溜まっていて、梨の栽培に恵まれている。1949年以前に梨の木の育成は自然に任せていた、農業はめったに使わない、面積も少なかった、主な農産物は小麦、とうもろこしなどである。人民公社時代には梨の木があるため、この村の収入はほかの村より多かった、隣の村は一日一元としたら、李村は二元となることもある。1983年に土地の請負制度は実施されて以来、集団の畑は分割して各家庭に配分された、配分の原則も村各自にて制定された。ただし、一部分の果樹園（梨）はそのまま村の所有、村の委員会に任せて管理することになった。その収入は公共建設の資金として使われる。そのとき、小学校、村の道路および必要な税金の補助は全部この中から出資することになる。2003年以降、梨の木は最終的に各家庭に配分された。ゆえに残りの集団所有地はすべて個人に所属されることになり、村の他の財産もだんだん売却されてしまった。2005年夏、私が村を再訪問したとき、村民は“村はもう何もないんだ”と私に言った。

このように土地の配分は請負の形となっていたが、国の政策としては三十年変わらないので、実際の使用状況は個人にある。しかし、農民にとって、徹底した私有か否かということではなく、根本的な問題は土地から収益を得られることが最も

24) 馬力, 1988, “我国农村土地制度建设面临新的突破”, 《求是》, 第12期。

25) “井田制”といえは孟子のことを言わねばならない、曰く“經界不正, 井地不均, 谷祿不平。是故暴君汚吏, 必慢其經界。經界既正, 分田置祿, 可坐而定也。”この意味で孟子は中国历史上初めての土地制度改革者だといえる。なお、冀朝鼎氏の観点では、井戸は中国北方の重要な人文景观であり、古代の井田は井戸を中心に莊園形式の経営仕方であると考えられる、井田を九つ四角の土地と考えるのは間違えである。けれども、田园詩的の共产主义土地所有制と封建社会の間ではイメージが違うので、いろんな疑古論者は井田制の存在を否定する、井田制は捏造したことだと主張した。冀朝鼎, 1981, 《中国历史上的基本经济区与水利事业的发展》, 北京: 中国社会科学出版社。第50頁。

26) Chiang Monlin, 1954, “Foreward”, Hui-Sun Tang, 1954, *Land Reform in Free China*. Taipei: China Engraving & Printing Works を参照。

大切なことである。請負の場合にはいろいろな決まりがある、しかし、実際の利用は非常に自由である。請負の土地で冷蔵庫を作ったり、建物を建てたり、あるいは他人にレンタルすることができる。また、契約の形で土地を借りて、梨の生産販売のためのダンボールや、製紙の工場を作る村民さえもいる。

私がダンボール工場を開設した中年の経営者にインタビューしたことがある。彼が地元の人で、利口な商人であり、村の北部に三十亩以上の土地を借りて、梨を箱詰のダンボール工場を建てた。土地はそれぞれの家庭に所属するので、それらの土地を使用できるため、一軒一軒の家と話し合い許可を得た後、また一軒一軒の家と契約を作る。このような契約は法律上なんらかの問題があるが、実際の運営には問題はない、ここに契約の一部分を紹介しておく。

土地使用契約

李村²⁷⁾ 第七隊 (李中科) : 甲 代表者: 李中敏

李村第六隊 李江平 李平义 : 乙

双方の協議によって乙は甲の土地を借りる条件は以下のように:

- 一、土地面積 30575 亩、総金額 9019 元。
- 二、使用期間: 長期。
- 三、決算: 毎年旧暦十二月三十日にて次一年間の貸し賃を払う。
- 四、立地状況: 北は田路, 東戚孟振家, 南李中巧家, 他は本家地主, 西は他の工場。
- 五、影地: 南二メートル, 東四メートル。
- 六、影地は乙所有。
- 七、乙は又貸しできない。

八、工場が中止する場合、五年間の損失を補う。

九、調印後に効力が発生する。

甲: 李中科 (捺印)

乙: 李江平 (捺印) 李平义 (捺印)

2004年3月3日

経営者は十九軒の農家と契約を結んだ。法律上の認定はないが、実際の効力はある。²⁸⁾

また、重要なのは双方もリスクを負う、原則としては共に利益を得る、土地はだれのものなのか特に配慮しない。土地の私有権はなければ農民は運営する際、損失が出る、とある学者が言う。しかし、実際の運営から見るとそうでもない。すでに所有権を持つ農民はその土地を高く貸すわけでもないし、経営者の立場では農民が所有権を持つから投入を増やすこともない。また農民の立場は所有権がないから安く貸す考えもないし、所有権があったら、経営者は予算以上に金を出すこともない。このような考え方は請負契約ができる基本的ラインである。

私の調査によれば、農民が請け負う土地は簡単に貸すと言うのは経済の原因がある。即ち耕すことによって得る収益と比べて、工場の経営者が提供した条件の方はより安定的である。また貸す土地によって基本的な生活が保障されるし、仕事をしなくてもいい場合もある。個人によってはとても魅力的な場合もある。また土地は個人のものではないため、農家と工場経営者のやり取りは一回で終わるわけではない、土地は銀行のようで、社会全体の状況が変わるときあるいは物価が値上がりするとき、農民から土地の貸し金も値上げられるなど条件が出される。工場の経営者は土地を所有し

27) 赵旭东, 2003, 《权力与公正——乡土社会的纠纷解决与权威多元》, 天津: 天津古籍出版社。

28) これは村本当の名前ではなくて、私がつけた学名である。

ないため、“合理”の要求に対して配慮せざるを得ない。数年が経て契約が常に修正されることは珍しくない。

農地に工場を建てて耕地に戻す可能性は少ない、しかし永遠に土地を無くしたというわけではない、交易双方どちらも土地の所有権を持っていないため、三十年、五十年、七十年というように使用年数は事前に規定される。未来なんらかの変化があるとき、工場経営者からある程度の補償ももらえるという希望も残されている。ある意味では所有権の不明こそはプラスの社会機能が稼働され、集団所有制度の枠内に農民の理性的な選択がある。

土地は個人に属していないため、国が計画したプロジェクトの実施は可能になる。2004年私が李村で調査を行った際、省レベルのある道路建設が村の東部を通る予定になっていた。そしてある建物は取り壊し、立ち退くのは村の委員会の重要な決定になった。道路沿いの住民は交通上の便利点をもたらすことを認め、立ち退くことは拒まない。ただ、建物を取り壊す補償金額は村と合意がつかない、一平方メートルの平均金額に関して争っていた。最後の協議で村はそれなりの住宅敷地と200元～250元の補償金を提供するという条件を出した。大した金額ではないが、双方の認める契約が違ったことになった。土地の私有権はないため、国のプロジェクトが順調に実施される、そうでなければ国がいくら強くても、土地私有にたいして

力不足であろう。この点に関して、国が土地の徹底私有制を実施させないのは理性的選択であると言えよう。

古里としての土地

土地は農民と緊密な関係にあり、土地制度が変わっても人間との感情は疎遠することはない。都市化による道路の設計は土地と農民そのつながりを切断し、農民を市民に変えさせようとする。しかし、土地は農民の古里であり、アイデンティティの意味をしている、祖先から継承してきた土地は古里として家離れの人々も引き寄せることができる。²⁹⁾古里は生活必需品を提供する役割を果たしている。生活の欲求に満足できないとき、土地から離れるが、条件が許す限り、また戻ってくる。自分の土地で働いて生活の必需品を得る。台湾における社会の都市化のケースはこのことを説明することができる。

台湾の土地改革の前後、ある村の変化についての研究がある。ガーリン・ボナード (Bernard Gallin) は『小龍村』という本の中でつぎのように述べていた。灌漑の施設は日本の入植者によって導入された、³⁰⁾二十世紀の最初ごろに台湾彰化の塩埔は六百甲の灌漑地しかなかったが、1922年には、2100甲に達した、³¹⁾新技術の導入によって衰退した農業は再び栄えた。灌漑システムは多くの労働力が必要で、近くの町に出稼ぎの農民は

29) 筆者は最近北京怀柔にある観光地である不動産商人にインタビューした、そこで私の見解は証明される。この不動産会社の社長は面積の広いリゾートを開発する予定である、しかしその周辺の山はすでにそれぞれの家によって請負うことになっていた、土地を使用するため社長は農家一軒一軒を訪れ、土地使用費用について話し合った。これは値段について駆け引きする戦略である、というのは、ある農家は自分の土地を出したくない、高い値段と条件つけた。この社長は賢いやり方をした、まずその農家隣の土地を買ってしまう、この土地は実に使わないでおく。その後、土地を最初売り出したくない農家は自ら尋ねてきた、土地を売ろうと言ってきたのである。結局、社長とその農家は双方とも損はしなかった。

村に戻り、田植えの仕事に従事する。³⁰⁾ というのは小龍村の農民は村から離れる原因は基本的な生活は保障されなかったからである。村はもともと陸稲を植えていたため、収益は少なく、すべて土地に頼れば生存は難しい、出稼ぎをしなければならなかったからである。そのとき台湾の農民出稼ぎ状況は今の大陸と同じく、鹿港は港町なので仕事の機会が多く、いまの北京、上海、広州と同様、出稼ぎの農民が満っていた。灌漑システムの導入により、農業の労働の効率が高められた、同時に港の経済的地位は下降し、収入状況から農民は故郷に戻った。いま、中壮年層の農民は子供の頃、水田耕作の記憶はまだ残っている。つまり、新耕作の技術は農民を引き寄せたのは収益が増えたからである。しかし根本的な問題は土地を持っていたからである。もし農民が村から離れて、土地もなくなるとしたら、農民がもう戻る可能性はない。

私が李村での調査を通して感じたのは、村民が夢でも都市の生活をしたいと思っている、しかし村から離れようとしめない。村から離れても住宅あるいは梨木を残して、時々村に戻る。また、一部分の人は村に住んでいるが、土地をリースし、もう農業を従事しなくなった。私が李村の近くの町でタクシー運転手をしているある村民にまだ梨の木を管理をしているのかと聞いた、彼は次のように答えた。“もうしないよ、土地は全部ダンボールの製造工場に貸した、年間八千元ももらえる、

去年自動車を買った、自家用車も買ったが、ガソリン代がどんどん値上がりしているの、タクシーに使うことにした”。年齢を聞くと二十六歳だった、このような若い年でも、土地のリースに頼って生活することは思いもしなかった。働かなくてもよい、集団から土地をもらって、その土地によって村との絆は切れない、村も存続して行く。

都会で勤め、戸籍も都会に移した村民も少ない、都会で住宅を買って居住するにもかかわらず、村にも家を残している。私が村で泊まった部屋は大家族の長男の家である。その長男一家は河北省の中心都市にマンションを買って定住しているが、村の家はそのまま置いてある、祝日あるいは週末は戻ってくる。2005年の春にその長男は家族を連れて村に帰り「冯家老母庙」の祭りに参加した。

李村の隣は範村である、範村に私の知り合いがいる。彼は退職した中学校校長で現在夫婦二人で二階建ての十数個部屋をもつ大きい庭宅に住んでいる。彼は子供が六人いる、普段はみんな村にいない、どこかで勤務している。しかし、旧暦の正月は必ず村に帰り集まる、両親が住む村は家だと思っている。

伝統社会のなかで、このような故郷にたいする意識は土地から離れてもなんらかの形でまた土地に帰ると表した諺がある。即ち“落葉は根元に戻る”と言う。また、普段の生活のなかでも、自家

30) ある学者は江南宗族調査をもとに、いまの宗族は“根”の意象を改めて構築しようと見られる。“根”を通して人間と人間の間血縁上のつながりを想像する。(钱杭, 谢维扬, 1995, 《传统与转型: 江西泰和农村宗族形态——一项社会人类学的研究》参照, 上海: 上海社会科学出版社, 第28-29页。张佩国, 2002, 《近代江南乡村地权的历史人类学研究》, 上海: 上海人民出版社, 第245-246页。) 北方でも同じようなことがある, “根”和“脉”を強調(赵旭东, 2003, 《权力与公正——乡土社会的纠纷解决与权威多元》, 天津: 天津古籍出版社, 第39-40页参照)。

31) Bernard Gallin, 1966, *Hsin Hsing, Taiwan: A Chinese Village in Change*. Berkeley: University of California Press. 第16页。

32) Bernard Gallin, 1966, *Hsin Hsing, Taiwan: A Chinese Village in Change*. 第302页, 注释4。

用地を残しておくのは大切だと思っているようである。費孝通氏が調査した云南省の禄村においては、外で官僚になった人は必ず生まれ育った村で家を買うことは慣例となっている。結局、一度役人をしたことがある人でも貯めた金で土地を買い、村にお金を投資する。このように、家は永遠に村に残り、稼いだ金も必ず村に戻る。費孝通氏が言うには、“人間は村に復帰、金は土地に復帰、土地使用权は村の中で流通するようになっている、大量逸脱することはない”。³³⁾ このように土地は所有権の問題ではなく、村落の共同意識を維持する機能を果たした。

各村の間は境界があり、それは土地の境界によって認定されている。村民は自分の家のように住んでいる村とほかの村の境が分かれている。毎年村が祭りを行うとき、一つ重要な儀式は村神の“位牌”をもって、村の境界内で行進する。³⁴⁾ この儀式は時代の変化につれて、ますます簡略し、なくなる傾向さえ見える。たとえば、私が毎年参加する範村の祭り、本来であれば、龍の位牌をもって村一周をするが、新しい寺（龍文化博物館も呼ばれる）ができたため、行進は中止した、村を回るのは紛らわしいという人もいる。ここ数年、村民は祭りが貧しくなったと文句をいう人も少なくない。その原因は行進がなくなった結果であるといわれる。祭りの実行委員会の話によれば来年、位牌、の行進はまた回復する予定である。この行事の継続によって村の境界を強調し、アイデンティティ (identity) を築き、村民の家だと否認できない効果がある。

おわりに

中国の土地制度は特定の歴史条件の元で形成されたものであり、しかも歴史の進展とともに絶えず変化している。全国範囲の土地制度の比較研究はまだ少ないが、しかし言えるのは地域によって土地使用形態も異なる。それぞれの地域において土地の生産性、経済の発展、自然社会条件の差異があるため、農村の土地制度の改革も多様である。特に地域間の土地経済関係による土地制度の効果も異なるので、農村の土地制度の改革および体系の建設は地方の行政によって決めるべきである。

私が調査した資料でみれば、根本的な問題は土地所有権をもつかもたないかということではなく、土地利用と流通の際、最大限に農民の収益になるかどうかはキーポイントである。農民と工場の間および農民と国の間の取引は有能な農村リーダーシップの仲介が必要とされているので、これは土地制度がうまく運営する基本的条件である。費孝通氏が『中国農民の生活』という本の中で述べたように“中国の農村の本当の問題は人々の飢饉問題である”。³⁵⁾ 当然今の農民は食糧がないことはない、ただ食糧を確保できるのは最低条件である。この条件が満たさなければ土地所有権の問題を論争しても意味がない。非常に判りにくい土地集団所有制があることこそ、食糧の供給は不安定になる。しかし、土地は農民に私有させれば生活の支出が足りなくなると、土地も失い、徹底的に破綻するおそれがある。

土地制度の形態はもともと社会の公正性を反映するものである。土地の所有者と耕す者は分離す

33) Bernard Gallin, 1966, *Hsin Hsing, Taiwan: A Chinese Village in Change*. 第48頁。

34) 費孝通, 1990, “禄村农田”, 載: 費孝通, 張之毅, 1990, 《云南三村》, 1-202, 天津: 天津人民出版社, 第194頁。

35) 趙旭東, 2003, 《權力與公正——乡土社会的糾紛解決與權威多元》, 天津: 天津古籍出版社, 第170頁參照。

れば、公正性が失うという意味である。つまり、土地の収益を決めるのは耕す者ではなくて、土地の所有者である。しかし現実にはそのような公正性はもうユートピアではない。ご周知のように、1924年に孫文氏から“耕者は其の田を有する”という構想は打ち出された。この主張の核心というのは農民一人一人その土地を持ち、自分の耕作によって収益を享受する。³⁶⁾ 国民党政府は台湾に退いてから、孫文氏の構想を実現するため、一連の土地改革の政策を実施した。例えば、1949年の小作料と利息の引き下げ、1951年の「公共耕地」の売買、それに1953年の“耕者は其の田を有する”などは実現された。このような土地政策によって一時的に社会の衝突が避けられた。重要なのは公債券の使用である、政府がそれを使って強制的に地主の土地を買うことができる。³⁷⁾ このような補償方法の効果としては農地への投資は工業に移り、台湾の最初の工業化の基礎になった。³⁸⁾

これは特殊な時代の背景がある。台湾の土地改革の成功の経験を紹介する学者は少ない。確かに成功した改革だった。目立った社会問題が起らずに合理的に土地配分が実現された。大陸の解放当初の土地改革は大体成功した、“耕者は其の田を有する”のような場合があった。その後集団所有を強制されたため、すでにあった成果はほとんどなくなった。第十一次全国人民代表大会以降の土地請負制は集団化以前の土地制度に戻ろうとしている、これは言明されていないが、その背後の理念は“耕者は其の田を有する”ということがある。

台湾の土地改革と大陸の土地改革を比較するのは本文のカテゴリーを超えているが、ここで強調しておきたいのは、あらゆる社会において変革の前提は社会の公正である。効率などはその次のことである、ジョン・ロールズ (John Rawls) は彼の著名な本『正義論』(A Theory of Justice) の中で容赦なく主張したことは、制度、法律はいくら良いといっても公正性がなければ、廃止か改革をしなければならないという。³⁹⁾

土地をめぐる論理は占有ではなく、生存との関係である。台湾の改革者がかつて述べたように、“人間は食物に依存、大多数の食物は土地から供給される、しかし土地からの供給は限界があり、人の数が継続的に上昇するにつれ、生存するための争いは避けられない、社会制度および富の配分の不合理さは調整上の危機—衝突、闘争、混乱を招く。”⁴⁰⁾ 私有制度は土地所有による衝突を解消することができない、しかも長期的に実行してきた制度は簡単に外来の制度に変わることができない。これはいろいろなところで土地制度調査から証明された結論である。黄应贵氏が研究された台湾の东埔社の布衣人、それに贵孝通氏が研究した云南禄村もそうだった。特に陈翰笙氏が研究した云南の摆夷社会情况も同様である。摆夷はもともと封建的土地集団の所有制だった。清朝政府は1726—1909年の間、強制的に家族私有財産の制度に変えさせた。その間現地の民衆の叛乱はたえず起きていた。⁴¹⁾ 旧制度の転換は置かれていない一定条件と切り離してはいけない。一方的な改

36) 费孝通, 2001, 《江村经济——中国农民的生活》, 北京: 商务印书馆, 第236页。

37) Chiang Monlin, 1954, “Foreward”, Hui-Sun Tang, 1954, *Land Reform in Free China*. Taipei: China Engraving & Printing Works.

38) Chiang Monlin, 1954, “Foreward”.

39) Chiang Monlin, 1954, “Foreward”.

40) John Rawls, 1971, *A Theory of Justice*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. 第3頁。

革はその代価も重い。

われわれの調査で見ると、いまの土地制度は必ずしも農民の望みに満足しているわけではない、新搾取の形態は土地または請けのケースの中から表した。しかし土地制度の基礎は集団所有のため、だれも土地を占有することができない。ということは土地配分のバランスが失うとき、また合理的

かつ公平的に調整の可能性がある。この過程はいっぺんに成功することではなく、“耕す者”自らの選択と決断の過程である。この意味で考えると、外来の土地革命より自然的選択の方が合理的であろう。

(本論文の翻訳文責はすべて私翻訳者本人にある。)

41) Chiang Monlin, 1954, "Foreward", Hui-Sun Tang, 1954, *Land Reform in Free China*. Taipei: China Engraving & Printing Works.